

第3次甲斐市総合計画（基本計画）及び
次期人口ビジョン、総合戦略策定支援業務
仕 様 書

令和5年9月

甲斐市

1 件 名

第3次甲斐市総合計画（基本計画）及び次期人口ビジョン、総合戦略策定支援業務

2 業務目的

本業務は、「第2次甲斐市総合計画」が令和6年度をもって計画期間が終了するため、令和7年度を始期とする「第3次甲斐市総合計画（以下、「総合計画」とする。）」の基本構想及び基本計画の策定を支援するものである。

また、令和6年度をもって「第2期甲斐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が終了するため、「甲斐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和元年度改訂版）」の見直しを実施するとともに、デジタルの力を活用した人口減少対策と地域活性化を図れるよう、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、グリーントランスフォーメーション（GX）の推進、子育て支援に対する戦略的、重点的な施策を示した「（仮称）甲斐市デジタル田園都市国家構想総合戦略（以下、「総合戦略」とする。）」の策定についても支援することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

4 計画の構成及び期間

(1) 第3次甲斐市総合計画

①基本構想

本市の特性、魅力、広域的な位置づけを整理し、長期的な展望に立ち、新たな将来の都市像やまちづくりの基本理念とその実現のための基本方針を示す。計画期間は令和7年度から令和16年度までの10年間とする。

②基本計画

基本構想で示した新たな都市像、まちづくりの基本理念及びまちづくりの基本方針を実現するための体系や施策を示す。なお、社会情勢の変化等に柔軟に対応できるよう計画期間を前期5年、後期5年とする。

(2)（仮称）甲斐市人口ビジョン

国の長期ビジョンを勘案しつつ、人口の現状を分析し、今後目指すべき将来人口の展望を示す。

(3)（仮称）甲斐市デジタル田園都市国家構想総合戦略

国が令和5年度を計画始期とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定したことから、国が示す戦略との整合性を図り、デジタル技術の浸透・進展などを踏まえ、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を示す。計画期間は総合計画の基本計画と合わせて令和7年度から令和11年度までの5年とする。

なお、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和4年12月版）」の「1-6総合計画等と地方版総合戦略との関係」を踏まえ、総合戦略と総合計画を一つのものとして策定することも検討すること。

5 業務内容

(1) 基礎調査

①市の現況把握及び構造の分析（令和5年度）

市及び県等の既存地域資料（各種計画書等）の収集・分析をするとともに、本市における中

長期財政計画等の現況基礎データを収集・整理し、計画策定の基礎とする。

②市民及び企業アンケート調査の実施と報告書の作成（令和5年度）

総合計画及び総合戦略策定のための基礎調査として、市民及び企業アンケート調査を実施する。市民アンケート実施方法については、市公式LINEを活用し、ポイントの付与により回収率の向上を図ること。また、回収されたアンケートの回答は、入力・集計を経て報告書として取りまとめ、両計画への反映を行う。

・対象者及び票数

甲斐市公式LINE登録者約15,000人（回収見込み率：20%）

企業：概ね20社程度を想定

・アンケート調査実施に係る作業及び費用分担

発注者	受託者
実施方針の確定 調査票案の検討と確定 アンケート結果報告書案の検討	調査票案の作成と修正 アンケート実施経費負担 自由記述回答部分の整理 単純集計・クロス集計 調査結果の分析 アンケート結果報告書案の作成と修正

(2) トップインタビューの実施（令和6年度）

市長に対してインタビューを実施して、将来に向けた課題やまちづくりの方向性などを把握し、計画策定の基礎とする。

(3) 将来人口の推計（令和6年度）

現行の人口ビジョンの見直しに当たって、直近の国立社会保障・人口問題研究所の推計、国勢調査結果及び住民基本台帳等に基づき、将来人口を推計する。また、人口推計結果を目標人口設定の資料とする。

(4) 市民ワークショップ等実施支援（令和6年度）

市民参画の一環として、総合計画基本構想に定めるまちの将来像や総合戦略における戦略的、重点的な取り組みについて、市民とともに考えるためのワークショップ（概ね8回程度）を実施する。実施に際しては、必要な支援（企画提案、資料作成、ファシリテーターの配置等）を行う。

(5) 総合計画及び総合戦略の策定支援（令和6年度）

基礎調査を踏まえ、総合計画の基本構想、前期基本計画及び総合戦略に係る素案を策定し、事務局との打合せや総合計画審議会等での協議・調整により修正する。

なお、総合計画の構成として、基本構想に基づく各基本目標、政策、施策を体系化するとともに、各施策とSDGsの関連について検討すること。

(6) パブリックコメントの実施支援（令和6年度）

計画の庁内案がほぼ確定した段階で行うパブリックコメントに際し、実施に関するアドバイス、

意見等への対応案の作成、計画への反映などを行う。

(7) 総合計画審議会運営支援（令和6年度）

審議会（6回程度）に出席し、運営支援（資料等や議事録要旨の作成など）を行う。

(8) 総合計画及び総合戦略の概要版作成（令和6年度）

確定した総合計画及び総合戦略を踏まえ、計画内容を要約した概要版を作成する。なお、内容を市民に周知するという目的を勘案し、市民にとって読みやすく、手に取ってもらえるようなデザインとすること。

6 成果品

- (1) アンケート結果報告書 簡易製本1部
- (2) 総合計画書（基本構想、前期基本計画）簡易製本1部
- (3) 総合戦略 簡易製本1部
- (4) 総合計画、総合戦略概要版 簡易製本各1部
- (5) 本業務関連の電子データ一式（加工可能な形式を含む）

7 納品場所

甲斐市指定場所

8 その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。
- (3) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、甲斐市個人情報保護法施行条例を遵守するとともに「プライバシーマーク」認証またはISMSの情報セキュリティ関連認証を要する。
- (4) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次発注者と連絡調整を行わなければならない。
- (5) 本仕様書に示す年度ごとの業務内容及び各会議回数等については、現時点での予定であるため、実施と異なる場合がある。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務上必要と認められる場合には、その都度協議し、実施していくこととする。
- (6) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに発注者が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) 本仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議する。

9 問い合わせ先

甲斐市 総合戦略部 経営戦略課 政策戦略係

担当 広瀬、森田、服部

電話 055-278-1678

FAX 055-276-7216

電子メール seisakusenryaku@city.kai.yamanashi.jp